

平成25年3月11日

岡崎 久弥 様

平成25年3月1日付けご質問へのご回答について

厚生労働省食品安全部企画情報課

平成25年2月20日に、裁判関係書類を地下鉄内で遺失する事態が生じ、その中には森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の方のリストが含まれておりました。個人情報を含む資料を遺失することはあってはならないことであり、原告及び被告の関係者や被害者の方々をはじめ、関係者の皆様に、ご心配・ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

遺失した名簿は、ひ素の混入した森永乳業製の粉ミルクを飲用したことの証明書を厚生省（現厚生労働省）と財団法人ひかり協会が連名で交付するため、昭和54年に、財団法人ひかり協会が厚生省に交付対象者を協議する目的で作成し、厚生省が保管していたものです。個人情報として記載されている事項は、昭和54年当時の氏名と居住市町村のみであり、ご指摘の障害の軽重、後見人、年齢等は含まれておりません。

当該名簿は、本裁判の原告の方が森永乳業製の粉ミルクを飲用した被害者であることを確認するために使用したものであり、裁判上必要となる可能性があるため、厚生労働省職員が本裁判に出廷する際に携行していたものです。

遺失の経緯等は2月25日に発表した別添プレスリリースのとおりですが、こうした裁判関係資料の遺失はあってはならないことであり、このような事案が再度発生しないよう、公共交通機関では裁判関係書類を常に携帯し、目の届かない場所に置かないなど、省外における書類の管理の徹底を図ってまいります。また、関係職員については必要な処分を行う予定としています。

報道発表資料における裁判に関する記述についてですが、事案について報道発表するに当たっては、報道関係者に対して本裁判について簡潔に説明する必要があることから、報道発表を行う厚生労働省食品安全部企画情報課において、裁判所に提出された訴状を基に必要最小限の記載を行いました。

リストを遺失してしまったことにより、森永ひ素ミルク中毒事件の被害者やご家族の方々に、プライバシー等に関する様々なご心配があろうかと思えます。そこで、3月8日に厚生労働省のホームページ ([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/)) に、別添のとおり、本事案についてのお詫びと問い合わせ先を掲載するとともに、さらなるご説明の方策について、被害者救済事業を実施している公益財団法人ひかり協会等とご相談しているところです。

こうした事態が生じ、関係者の皆様にご心配・ご迷惑をおかけしたことに ついて、改めて深くお詫び申し上げます。

(連絡先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省食品全部企画情報課  
課長補佐 池上直樹  
電 話 : 03(3595)2326  
ファックス : 03(3505)7965

報道関係者 各位

平成25年2月25日	
医薬食品局食品安全部企画情報課	
課長	伊原
課長補佐	池上(2445)
(電話代表)	03(5253)1111
(電話直通)	03(3595)2326

## 裁判関係書類の遺失に関する報告とお詫び

平成25年2月20日、厚生労働省食品安全部の職員が帰宅途中に、森永ひ素ミルク事件に関連する裁判の関係書類を東京メトロ丸ノ内線内で遺失する事案が発生しました。関係者の皆様にご心配・ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

このようなことが二度と発生しないよう、改めて情報管理の徹底を図ってまいります。

### (概要)

平成25年2月20日、厚生労働省食品安全部の職員が帰宅する途中、東京メトロ丸ノ内線内で、森永ひ素ミルク事件に関連する裁判の関係書類が入った紙袋を座席上の荷物置きに置き、下車する駅で確認したところ、紙袋がなくなっていることに気づきました。

### 1. 遺失発生日時、場所

平成25年2月20日午後11時頃、東京メトロ丸ノ内線内(東京駅～荻窪駅間)

### 2. 遺失物件

裁判関係資料を綴ったファイル2冊(訴状の写し、準備書面の写し、参考資料等)

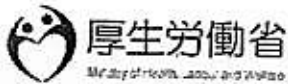
訴状の写しには、裁判所で閲覧可能な文書ではありますが、原告関係者(3名)、国以外の被告関係者(10名)の氏名・住所等が記載されています。また、参考資料には、昭和54年当時の森永ひ素ミルク飲用者証明書の交付対象者(455名)のリスト(氏名及び居住市町村を記載)が含まれています。

### 3. 事後措置

東京メトロ及び丸の内警察署へ遺失を届け出ました。また、原告等13名の方に対して事情説明及びお詫びを行ったところです。昭和54年当時の森永ひ素ミルク飲用者証明書の交付対象者の方への対応については、被害者救済事業を実施している公益財団法人ひかり協会と協議を行っています。

### 4. 再発防止

同様の事案を発生させないよう、省外における書類の管理の徹底等を図ってまいります。



## 裁判関係書類の遺失に関するご報告とお詫び

平成25年2月20日、厚生労働省職員が帰宅途中に、森永ひ素ミルク事件に関連する裁判の関係書類を東京メトロ丸の内線内で遺失する事案が起きました。その中には、原告等の氏名・住所等の他、被害者1万3432名のうち、昭和54年に森永ひ素ミルク飲用者証明書を交付された455名の方の当時の氏名と居住市町村(町名や番地は含まれておりません)が記載されたリストが含まれていました。

被害者やご家族の方々には、大変ご心配、ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

裁判関係書類の遺失事案の概要 [89KB]

※ 遺失したリストは、昭和54年当時の氏名と居住市町村名のみが記載されており、現在の住所を特定できるものではないことなどから、直接ご迷惑がかかる可能性は低いと考えておりますが、何か気になることが生じたり、あるいはご心配の点がある場合には、お手数をお掛けしますが、以下までご連絡をいただきますようお願い致します。

厚生労働省食品安全部企画情報課指導係

電話:03(5253)1111 内線2492

ファックス:03(3503)7965



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

## 裁判関係書類の遺失事案の概要

平成25年2月20日、厚生労働省食品安全部の職員が帰宅する途中、東京メトロ丸ノ内線内で、森永ひ素ミルク事件に関連する裁判の関係書類が入った紙袋を座席上の荷物置きに置き、下車する駅で確認したところ、紙袋がなくなっていることに気づきました。

### ・遺失発生日時、場所

平成25年2月20日午後11時頃、東京メトロ丸ノ内線内（東京駅～荻窪駅間）

### ・遺失物件

裁判関係資料を綴ったファイル2冊（訴状の写し、準備書面の写し、参考資料等）

訴状の写しには、原告関係者（3名）、国以外の被告関係者（10名）の氏名、住所等が記載されていました。また、参考資料には、昭和54年に森永ひ素ミルク飲用者証明書を交付された方（455名）のリストが含まれており、そこには当時の氏名及び居住市町村（町名や番地は含まれておりません）が記載されていました。

今後、このようなことが再度発生しないよう、公共交通機関では裁判関係書類を常に携帯し、目の届かない場所に置かないなど改めて情報管理の徹底を図ってまいります。